

令和7年度 第9回 養老町農業委員会 議事録

【開催概要】

日時：令和7年9月4日（木） 午前9時30分～

場所：養老町役場3階 第1会議室

出席者：農業委員および農地利用最適化推進委員、事務局職員

議長：会長が議長を務める

【審議事項】

1. 農地法第3条に基づく許可申請（議案第32号）

農地譲渡申請2件を審議し、譲受人はいずれも農業経験者または現耕作者への譲渡であり、全会一致で承認。

2. 農地法第4条に基づく転用申請（議案第33号）

個人住宅敷地、自家用車駐車場としての利用目的で転用申請2件を審議。第3種農地に該当し、実質的な使用実態や始末書等踏まえ、意見書を提出することを決定。

3. 農地法第5条に基づく転用申請（議案第34号）

金属加工業車両置き場、一般個人住宅を目的とした転用申請2件を審議。いずれも、第1種農地、第3種農地に該当し、土地選定理由書、始末書等踏まえ、意見書を提出することを決定。

4. 養老町農業委員会タブレット端末機運用規程の一部改正(案)について（議案第35号）

タブレット端末機にて議案の共有を行う事になり、会議資料を再度閲覧確認等する場合、PDF上、ファイルを開けるアプリをインストールする必要がある事から、本規程の一部を改正することについて周知。施行期日は、公布の日から施行することとし全会一致で承認。

【事務局報告・連絡事項】

1. 農地法第18条第6項の届出（報告第12号）

農地賃貸借契約の合意解約に関する届出（3件）について報告。対象農地は前議案の関連農地を含む。

- ・利用状況調査の結果について

7月上旬から8月中旬にかけて、利用状況調査を行った結果、遊休農地と判断された農地の一覧と該当する箇所の地図を配布し、判断区分や判定箇所に間違いがないか再確認。対象者に対し、これからの管理についてどのように考えているか、利用意向調査を実施し、10月の委員会で説明する事を周知。

- ・相続登記申請の義務化について案内。

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化され、相続で不動産を取得した相続人は、その事実を知った日から、3年以内に相続登記をする必要がある事、一連の手続きは、司法書士などの専門家に依頼する事ができる事を周知。

- ・女性農業委員の募集について

農業委員会への女性の参画を促すリーフレットを配布。第5次男女共同参画基本計画では、農業委員に占める女性の割合を30%とする事が目標として設定されている事を周知。地域での話し合いや、女性委員候補者への働きかけなどに幅広く活用していただく事を周知。

- ・農地法第43条及び44条の運用の明確化について

農作物高度化施設の設置に関わる取扱いについて再確認。当該用地部分が必要不可欠なものである場合は、取り扱うか否かの判断を行う事が必要と周知。

- ・前回（令和7年8月）審議案件の許可報告。

・次回委員会は10月7日（火）開催予定。申請受付締切は9月17日（水）、町への送達は9月24日（水）。